

## 中小企業支援基盤整備事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 中小企業支援基盤整備事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「補助事業者」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)第26条第1項の規定により中核的支援機関の認定を受け、かつ中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第7条第1項の規定による指定を受けた公益財団法人やまなし産業支援機構をいう。

2 この要綱において「中小企業者等」とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者、任意のグループ(構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者)及び創業を予定する者をいう。

### (補助金の交付の目的)

第3条 この補助金は、中小企業支援基盤整備事業について、その経費の全部又は一部を補助することにより、中小企業者等の経営資源の確保等を支援するとともに、地域における新たな事業の創出を促進し、もって、中小企業の振興・経営の安定及び活力ある経済社会の構築に寄与することを目的とする。

### (補助金の交付の対象)

第4条 この補助金は、補助事業者が行う以下の事業(以下「補助事業」という。)に必要な経費であって、別表1の「補助対象経費」に掲げる事業区分ごとの経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものについて予算の範囲内において交付する。

#### (1) 総合相談体制整備事業

県内の中小企業者等からの経営、取引適正化、資金調達、マーケティング等の各種相談について、一元的に指導、支援できる体制を整備する事業で別表2に掲げるもの

#### (2) 企業情報整備・提供事業

中小企業情報の整備、受発注情報や景況情報の収集・発信等の事業で別表2に掲げるもの

#### (3) 創業・経営革新支援事業

創業や新事業展開を図る中小企業者等に対し、その計画の促進、達成を支援する事業で別表2に掲げるもの

#### (4) 経営基盤等強化支援事業

経営問題等の諸課題を抱える中小企業者等に対し、経営方法の改善、技術の向上その他経営基盤を強化する支援を行うための事業で別表2に掲げるもの

#### (5) 販路開拓支援事業

国内外の販路開拓を支援するための事業で別表2に掲げるもの

(6) 支援体制整備事業

中小企業支援基盤整備事業を実施するための職員を設置する事業及び事業実施に要する経費で別表2に掲げるもの

(補助率)

第5条 補助率は、補助金の交付の対象となる経費のうち、各補助事業において生じる企業負担等の収入額を除いた額の10分の10以内とする。

(補助金交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項による交付決定を行うにあたって、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から20日以内に様式第3による交付申請取下げ届出書を知事に提出しなければならない。

(補助事業計画変更の承認等)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

別表2の細事業区分ごとの増減が10万円以下の変更である場合

別表2の細事業区分内において、増減額が配分額の20%以内の変更である場合

- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき（消費税等仕入控除税額による減額の場合を除く。）。ただし、補助金交付決定額及び補助目的の達成に変更が生じることなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更をする場合を除く。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、支援に携わる職員を変更、又は職員の人件費総額を増額変更しようとするとき。
- (4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。

（補助事業遅延等の報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第5による事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

（遂行状況報告）

第11条 補助事業者は、9月30日現在における補助事業の遂行状況について、様式第6による事業遂行状況報告書を10月16日までに、知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けた場合を含む。）は、その日から起算して1箇月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い期日までに様式第7による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第13条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還は、期限を定めて命ずるものとし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、期限の翌日から納付の日までの年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の概算払及び精算払の請求）

第14条 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、様式第8による概算払請求書又は様式第8-1による精算払請求書を知事に提出しなければならない

ない。

(補助事業の経理等)

第15条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難若しくは不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 第13条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(補助金交付決定の取消し)

第17条 知事は、第9条第1項第4号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときには、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合、第1項第4号の場合を除き、前項の命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第13条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第18条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第10による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第12条に定める報告書に様式第10による取得財産等明細表を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第19条 取得財産等のうち、知事が処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等を勘案して、知事が別に定める期間とする。
  - 3 補助事業者は、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第11による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
  - 4 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を県に納付させることがある。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる交付要綱は、平成22年度の各補助事業の額の確定等の完了日をもって廃止する。ただし、これらの要綱に基づき交付された補助金については、これらの要綱の廃止後も、なおその効力を有する。
  - (1)中小企業サポートセンター事業費補助金交付要綱
  - (2)山梨トップテクノロジー・アピール事業費補助金交付要綱
  - (3)山梨貿易相談センター運営費補助金交付要綱

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる交付要綱は、平成23年度の補助事業の額の確定等の完了日をもって廃止する。ただし、当該要綱に基づき交付された補助金については、当該要綱は、当該要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

地域産業情報推進事業費補助金交付要綱

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。